

豊島区空家活用条例（骨子案）に対するパブリックコメント実施結果

1 概要

意見提出期間 平成 29 年 9 月 21 日（木）～平成 29 年 10 月 20 日（金）
 募集の周知 区報「広報としま 9 月 21 日号」及び区ホームページ掲載
 閲覧場所 住宅課、行政情報コーナー、東西区民事務所、図書館、区民ひろば
 区ホームページ
 受付方法 郵送 1 件、Eメール 2 件、広聴はがき 1 件
 意見件数 7 件

※複数のご意見をお寄せいただいたものもあるため、意見件数の合計は一致していません。

【内訳】

項目	総論	活用に関する提案	その他	合計
件数	1 件	4 件	2 件	7 件

2 意見の概要と区の考え方

(1) 総論

番号	意見の概要	区の考え方
1	空家対策は区及び都・国における重要な課題である。 貸す方、借りる方のそれぞれの立場で何が必要かを考えながら、まちづくりをしてもらいたい。	貸主、借主、活用者等のそれぞれの立場に配慮しながら、空家の活用を促進し、区民の安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

(2) 活用に関する提案

番号	意見の概要	区の考え方
1	木密地域のセットバックを推奨するためには、減税することが効果的ではないか。	ご意見を参考にさせていただき、今後様々な施策に取り組んでまいります。
2	自宅の解体に対する補助金の範囲の拡大を行えば、建て替えが進むのではないか。	
3	民泊を合法化すれば、空き家オーナーも活用に動くのではないか。	
4	更地にした場合の特別減税及び、区が更地を借上げてポケットパークに活用すれば、空家の更地化も進むのではないか。	

(3) その他

番号	意見の概要	区の考え方
1	隣家の空き家が長年放置されていて、建物の老朽化及び放火等による不安がある。区として対応してもらいたい。	ご意見として賜りました。関係部署に意見を送付します。
2	空家活用のために民泊を普及するのは反対である。条例による罰則を設けるべきである。	